

令和6・7年度少額契約業者登録申請要項

1. 少額契約業者登録制度について

(1) 制度の目的

入札参加資格審査の申請をしていない方でも、「少額で内容が簡易な工事等」の受注を希望する方を登録し、公立八女総合病院企業団が発注する委託や工事・修繕・物品購入等のうち小規模なものについて、積極的に業者選定の対象とすることにより、受注機会の拡大を図ることを目的としています。

(2) 対象となる契約

企業団が発注する小規模な工事・修繕や、その他物品購入・委託などで、その内容が軽易で、かつ履行の確保が容易なものが対象となり、一件の契約金額が、工事請負は130万円以下、物品購入は80万円以下、委託業務は50万円以下のものを対象とします。

(3) 登録できる方

八女市または広川町内に主たる事業所（本店）を置いている法人又は住所を有する個人の方です。ただし、次のいずれかに該当する方は、登録することができません。

- ① 契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ていない方。
- ② 公立八女総合病院企業団入札参加資格登録を行っている方。
- ③ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有していない方。
- ④ 税金を滞納している方。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者。

(4) 登録できる業種

別表の業種のうち最大6業種まで

(5) 登録の申請方法

登録を希望される方は、次に掲げる書類を提出してください。

- 公立八女総合病院企業団少額契約業者登録申請書（様式第3号）
- 希望する業種の資格、免許等を証明する書類の写し
- 印鑑証明書
- 市町村民税の未納のない証明書
- 法人：登記事項証明書
- 個人：身分証明書
- 返信用定型封筒（長形3号）（返信先を記入し、切手貼付）

(6) 受付期間

令和6年2月15日から令和8年2月16日（ただし、土日、祝日、12/29～1/3を除く）

(別表)

登録できる業種及びその内容の具体例

番号	分類	業種名	内容 (具体例)
1	建設 工事 関係	建築	建物の修繕工事で工事が複数に及ぶもの
2		大工	大工、型枠、造作等
3		左官	左官、モルタル、吹付け等
4		屋根	屋根葺き等
5		電気	電気設備、照明設備等
6		管	空調設備、給排水、給湯設備、厨房設備、衛生設備、 浄化槽、 ガス管配管、暖冷房設備、ダクト等
7		タイル・れんが・ブロック	コンクリートブロック積み、タイル張り等
8		ガラス	ガラス加工取付等
9		内装仕上	天井仕上げ、壁張り、内装間仕切り、床仕上げ、たた み、 襖、カーテン・ブラインド等
10		造園	植栽等
11		建具	サッシ、シャッター、金属製・木製建具等
12		その他工事	番号1～11 以外の建設工事
13	業務 委託	車両の保守	車両の修理・点検
14		その他業務委託	番号13 以外の業務委託
15	物品	物品購入	取扱物品 ()

【注意事項】

- 申請書を提出したことにより、必ずしも指名を受けられるものとは限りません。
- 提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加資格を取り消すことがあります。